

令和4年度前期 学部生の授業料等免除申請資格確認票

学生番号

氏名

1. 日本学生支援機構奨学金の給付奨学金について、該当する□にチェックをつけてください

<input type="checkbox"/> (ア)既に給付奨学生として認定されている。(民間奨学金を受けるために給付奨学金は停止にしている場合を含む)	→2へ
<input type="checkbox"/> (イ)新入生で給付奨学金が予約採用されている。	
<input type="checkbox"/> (ウ)今年4月の編入学生で、高専・短大・専修学校で受けていた給付奨学金を継続させる。	
<input type="checkbox"/> (エ)新たに給付奨学金を申請する予定である、又は給付奨学金を申請したことがない。	→3へ
<input type="checkbox"/> (オ)申請要件を満たさず申請できなかった、又は申請したが不採用だった。	
<input type="checkbox"/> (カ)家計が基準外として給付奨学金が昨年10月から停止されている。	→以下の回答は不要です。 本学独自制度を申請してください。
<input type="checkbox"/> (キ)本学入学前に在籍した大学でこの給付奨学金を受給していた。	

2. 1の(ア)~(ウ)に該当する者は、新制度の申請について、該当する□にチェックをつけてください。

<input type="checkbox"/> 在學生であり、新制度の減免継続願をWEB入力して、既に今学期の新制度の授業料免除は申請した。	→以下の回答は不要です。
<input type="checkbox"/> 在學生で新制度の授業料免除をまだ申請していない。	→新制度の申請書を提出してください。
<input type="checkbox"/> 新入生・編入生で新制度の授業料等免除をまだ申請していない。	→給付奨学金の手続と併せて新制度の申請書を提出してください。

※新制度の申請を行っている場合は、本学独自制度の授業料等免除の申請は可能です。

3. 1の(イ)(オ)に該当する者は、給付奨学金及び新制度の申請要件について、該当する□にチェックをつけてください。

①国籍について

<input type="checkbox"/> 日本国籍を有する
<input type="checkbox"/> 外国籍で在留資格が特別永住者・永住者・日本人の配偶者・永住者の配偶者・定住者である

②大学までの進学年数

高校・高専・短大等の卒業年月	年 月	} この間の期間	年 月
本学の入学・編入年月	年 月		

<input type="checkbox"/> 高校等の卒業から本学入学までの期間が2年を超えていない(編入学生は1年を超えていない)
<input type="checkbox"/> 高校卒業程度試験の合格者で、給付奨学金の「大学への入学時期等に関する資格」に該当する
<input type="checkbox"/> 外国の学校教育における12年の課程を修了した者等で、給付奨学金の「大学への入学時期等に関する資格」に該当する

③収入要件について

<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構のホームページにある「進学シミュレーター」により、本人及び生計維持者(父母)の収入額で試算したところ、「満額の支援」・「2/3の支援」・「1/3の支援」と表示される 又は同ホームページや給付奨学金案内に掲載の「収入・所得の上限額の目安」にある年間の収入金額の範囲内である
---

④資産要件について

<input type="checkbox"/> 生計維持者(父母)の資産(預貯金及び有価証券)の金額が2,000万円(父母が1名の場合は1,250万円)を超えない。
---

⑤学業成績について(令和3年10月・令和4年4月入学者は回答不要)

<input type="checkbox"/> 4月時点で2年生以上であり、修得した単位数が標準単位数(※)より多い。 ※標準単位数=卒業に必要な単位数÷修業年限×申請者の在学年数(休学期間を除く)、又は各学年の進級要件を満たしている
---

⑥修業年限について

<input type="checkbox"/> 休学期間を除き、修業年限以内に卒業が可能である(成績不振により留年となったことがない)
--

4. 3を回答した後で、申請要件のチェック結果により、次に行うことを確認してください。

<input type="checkbox"/> (ア)上記の3の①~⑥のすべてに該当する項目がある(1年生は⑤を除く) →新制度の支援対象となる可能性がありますので、5を確認してください。
<input type="checkbox"/> (イ)上記の3の①~⑥のうち該当しない項目がある(1年生は⑤を除く) →新制度の支援対象外となる可能性がありますので、本学独自制度を申請することができます。

5. 授業料等免除の申請に関する同意事項(4で(ア)に該当する場合のみ要確認)

給付奨学金の申請要件を満たす方は、国の「高等教育の修学支援制度(新制度)」の支援対象となる可能性がありますので、所定の期限までに日本学生支援機構の給付奨学金の申請手続を完了させてください。これを怠った場合は、新制度のみならず、本学独自制度の入学料・授業料免除の申請も無効となります(ただし、入学料徴収猶予は除く)。

上記を確認し、これに同意します。